

退任あいさつ

教育長 伊藤 正夫



このたび、平成31年3月31日をもちまして、任期の途中ではありますが、教育委員会教育長を退任させていただきました。

平成27年7月に就任以来、山県市の強みである「(行政・学校の)チームの力」と「地域の力」による「山県ならではの教育」の推進に努めてまいりました。

「チームの力」によって、学校環境の整備、「イクボス宣言」から始まる「働き方改革」、教職大学院への教員の派遣など、他に先駆けた取組もできました。「地域の力」によって、多様な地域人材による職業講話、地域ぐるみの防災、学校図書館の地域開放など、学校運営協議会を中心とした「地域とともにある学校」の展開ができました。

また、社会教育・体育団体の活動や商工会等と連携した取組も活発に進めることができました。これも、市民の皆様のご理解やご支援のお陰と深く感謝しております。

在任中、公私ともに格別のご指導とご厚情をいただいたお陰で何とか勤めることができましたことに謹んで厚くお礼申し上げます。

本当にありがとうございました。

【伊藤教育長功績】

市内全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール化を実現。市内全小中学校普通教室のエアコンを整備し、照明のLED化を実施。小学校3年生を対象としたスタディ・ハビット教室を導入。岐阜大学教職大学院と連携に関する覚書を締結。図書館開訪 Web サービスを導入し、地域住民に学校図書館を開放する取組を開始。

就任あいさつ

教育長 服部 和也



「令和」世の中がその響きの美しさと、新たな時代への期待を抱いたその日、教育長に就任させていただきました。

新元号は、日本最古の和歌集「万葉集」に見られます。

「初春の令月にして 気淑く風和ぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薫す」

小学生は「百人一首」の学習で和歌に出会い、中学生で「万葉集」を実際に読み、日本文化の豊かさを肌で感じていきます。これが、学校教育の存在意義であると、私は思います。

さらに、山県市には、地域の皆さんが指導者となる「やまがた子ども文化クラブ」があります。俳句や日本舞踊、花餅づくりといった伝統文化や囲碁や将棋、ヨガといった話題の活動まで、のべ43講座に子ども達3,000人以上が参加する学びの場があり、すでに17年の歴史を刻みます。まさに、山県市が誇るべき文化そのものです。

今、教育界にも、インターネットはもとより、AIやロボットといった技術が、新たな教育環境として子ども達に^{たいじ}対峙してきます。しかし、機械やロボットに人づくりはできません。「人が人を教育する」という関係性において学んでいくことを、この先も山県市の教育の基本に据え、先進技術を使う側に求められる実体験から得る「感性」や「哲学」、「コミュニケーション力」といった生きる力を育てていきたいと考えます。

そのためには、山県市の大人すべてが「〇〇の先生」となる「教育のまちづくり」が、私の夢です。

【服部教育長経歴】

昭和58年教諭となり、岐阜市立三里小学校長や岐阜県教育委員会義務教育総括監などを歴任。平成31(2019)年4月1日、山県市教育委員会教育長に就任。

山口市協働のまちづくり活動補助金の受付開始

協働して活力あるまちづくりを進めるため、市内で地域の課題解決を目指し、自主的に取り組まれる地域活動事業を行う団体に対して、補助金を交付します。 企画財政課 TEL22-6825

▶受付期間 5月7日(火)～6月7日(金) 8時30分～17時15分 ※土・日を除く

▶補助の概要 ※条件など、詳しくは市HPで確認してください。

(1)スタート支援型コース

○団体設立3年未満 補助対象経費 5分の4以内 上限20万円
(備品は補助対象経費の2分の1以内)

(2)テーマ設定型支援コース

○「インター開通又は大河ドラマを契機とした事業」
補助対象経費 10分の9以内 上限20万円

(3)継続支援型コース

○1回目 補助対象経費 3分の2以内 上限8万円
○2回目 補助対象経費 2分の1以内 上限6万円
○3回目以降 補助対象経費 3分の1以内 上限4万円

▶申込方法 申請書などの必要書類を受付期間内に、市役所2階企画財政課へ提出してください。必要書類は、企画財政課で受け取るか、市HPからダウンロードしてください。

対象団体	・市内に活動拠点をもち、年度内に山口市まちづくり基本条例の理念を具体化しようとする地域活動事業を行い、または行う予定があること ・5人以上で構成され、その構成員のうち過半数が市内に在住、在勤または在学すること ・組織の設置を、定款、会則その他これに準じるもので定めていること ・年間の事業計画を有し、団体の収支が明確であること
対象外の団体	・法令、条例などに違反する活動をしている団体 ・公の秩序または善良の風俗を害する活動をしている団体 ・宗教的活動、政治的活動または営利活動を主な活動としている団体 ・未成年者および市外在住者のみで構成された団体 ・山口市が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱(平成22年山口市訓令甲第13号)第3条各号に掲げるもの
対象事業	・対象団体の年間の事業計画において実施される事業 ・自主的かつ自主的に行う公益的な事業 ・新規性または拡充性のある先駆的事业 ・単年度で実施する事業
対象外の事業	・事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業 ・単に物品販売や営利のみを目的とし、公益性を欠く事業 ・施設の建設または施設の維持管理を主たる目的とする事業 ・先進地などの視察および各種会議への出席ならびに交流にとどまる事業 ・政治活動または宗教活動を行うことを目的とする事業 ・その他補助することが適当でないと認められる事業
対象外経費	・対象団体の運営経費に相当する経費 ・対象団体構成員に対する人件費、謝礼 ・その他補助することが適当でないと認められる経費